

「千曲市更埴文化会館」ネーミングライツ・パートナー再募集要項

千曲市は、「千曲市更埴文化会館」における命名権者（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）を以下のとおり募集します。

1. 募集の目的

市の自主財源（命名権料）を確保し、安定的な施設の維持管理・運営を行うため、ネーミングライツ・パートナーを募集します。

2. 募集施設

(1) 名 称

千曲市更埴文化会館

(2) 所 在 地

千曲市杭瀬下一丁目64番地

(3) 設置目的

市民の文化及び芸術の振興を図るため。

(4) 建築年月

平成2年（1990年）3月

(5) 管理方法

直営

(6) 施設概要

休館日：毎週月曜日（祝祭日を除く）、祝日の翌日、12月29日～1月3日

利用時間：9時～22時

利用料金：千曲市更埴文化会館施設利用料金のとおり

大ホール（あんずホール）：1階／630席、2階／130席

小ホール：200席

大会議室：70席 小会議室：30席

和 室：25席 学習室：30席

軽運動室：50席

楽 屋：楽屋1（洋室）2.4m×3.5m

 楽屋2（和室）3.6m×4.5m

 楽屋3（洋室）4.5m×6.5m

 楽屋事務室 2.5m×3.5m

※ 市のホームページも参考にご覧ください。

<https://www.chikuma-bunka.jp>

3. 応募条件

(1) 応募資格

法人その他の団体であって、別記1の条件に該当しない者を対象とします。なお、個人の応募はできません。

(2) 愛称

ア ネーミングライツにより付与される愛称は、施設の設置目的や性格にふさわしく、市民の理解が得られるものとし、別記2に掲げる内容を含まないものとします。

イ 利用者の混乱を避けるため、命名期間（協定期間）内における愛称の変更はできないこととします。

ウ 愛称は、一般的な呼称として用いられる名称であるため、市の条例で定める施設の名称の改正は行わないこととします。

エ 愛称が定着するまでの間（概ね1年）は、必要に応じて市の条例で定める施設の名称を併記することとします。

オ 命名する愛称には、「あんずホール」の字句を用いるものとします。

カ 更埴図書館は、募集する施設に含まないものとします。

(3) 命名期間（協定期間）

原則3年間とし、愛称の使用開始時期は応募者と協議の上、決定します。

(4) 命名権料（希望金額）

年額300万円以上（消費税及び地方消費税を含む）とします。

ただし、希望金額未満でも応募できます。

(5) 費用負担

ア 市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は次のとおりとし、ネーミングライツ・パートナーは、命名権料とは別に費用負担することとします。協定期間満了後の原状回復についても同様の取扱いとします。

区 分	費用負担
敷地内外の看板、標識等の表示変更（※1）	ネーミングライツ・パートナー
市ホームページ、市が発行する印刷物の表示変更（※2）	市

※1 敷地外の場合は、関係機関等と協議の上、変更可能なものについて行います。また、看板、標識等の新設については、設置の可否を含めて協議します。

※2 印刷物の表示変更は、協定締結後に作成する分からとします。

イ 表示変更を要する看板については、募集期間中の問い合わせに対して概要をお知らせし、詳細は決定後協議します。

4. ネーミングライツ・パートナーへの特典

市が命名権者に提供する特典は以下のとおりです。

ア 市ホームページ等広報媒体による露出

イ 対象施設パンフレット等による露出

ウ 施設表示等による露出

エ その他、応募に際し、市に希望する特典があれば提案してください。別途協議させていただきます。

5 応募方法

(1) 募集期間

令和3年（2021年）11月17日（水）から12月16日（木）（30日間）

※ただし、募集期間内であっても希望金額以上の応募があった場合は募集を締め切り、選定委員会で審査します。

(2) 提出書類

- ア 「千曲市更埴文化会館」ネーミングライツ申込書（様式1）
- イ 応募資格に関する誓約書（様式2）
- ウ 社会貢献等に関する調書（様式3）
- エ 会社概要及び直近2か年の決算報告
- オ 定款、規約又はこれらに類する書類
- カ 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）
- キ 市税の納税証明書

(3) 提出方法

上記(2)の提出書類各1部を持参又は郵送により提出してください。

ア 持参する場合

休館日（月曜日及び祝日の翌日）を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に提出先に持参してください。

イ 郵送する場合

郵便書留により募集期間内に郵送先に送付してください。

(4) 質問の受け付け

ア 募集期間中随時受付ます。

イ 電話、口頭、電子メール等により受付します。

※電子メール送信の場合は、未着などを防ぐためその旨を電話連絡してください。

ウ 回答は、個々に電話、電子メール等で行います。なお、質問事項に選定方法等申込者にお知らせすべき事項が新たに発生した場合は、随時HPに掲載します。

(5) 問い合わせ

応募の有無、他社の申請内容等の問い合わせについては、お答えすることができません。

(6) 提出先・郵送先

千曲市役所 教育部文化課（更埴文化会館）

〒387-0011 千曲市杭瀬下一丁目6番地

（仮事務所：旧ちくま農協杭瀬下支所2階）

(7) 留意事項

ア 応募に要する費用は、全額応募者の負担とします。

イ 必要に応じて提出資料の再提出や追加資料の提出をお願いする場合があります。

ウ 提出された書類の返却はしません。

エ 提出された書類は、ネーミングライツ・パートナー優先候補者の選考に使用するほか、関係機関との協議の際に提示することがあります。

(8) その他

提出された書類は、千曲市情報公開及び個人情報保護に関する条例に基づき公開することがあります。

6. 選定方法

千曲市ネーミングライツ選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提案された愛称、命名期間及び命名権料、応募者の経営状況・社会貢献実績等について総合的な審査を行い、ネーミングライツ・パートナー優先候補者を選定します。

7. 協定の締結

市は、ネーミングライツ・パートナー優先候補者とネーミングライツの取得に関して合意に至った時点で協定を締結します。

協定を締結したネーミングライツ・パートナーは、次回の選定の際に優先的に交渉することができます。なお、応募時に準じた資料の提出等を求めることがあります。

8. 協定の解除

(1) 協定の解除

協定締結後、市は、次に該当する場合、協定を解除できることとします。

- ア ネーミングライツ・パートナーが本募集要項 3 (1) に掲げる応募資格を喪失し、又は喪失することが明らかになった場合
- イ ネーミングライツ・パートナーの社会的信用を損なう行為等により市又は施設のイメージが損なわれ、又は損なわれる恐れがある場合

(2) 費用負担

敷地内外の看板、標識等の表示の原状回復等、協定の解除に伴い発生する費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担することとします。

9. 公表及び普及

(1) ネーミングライツ・パートナーの公表

市は、ネーミングライツ・パートナーが決定した際は、市報千曲や市のホームページ等を通じて、法人等名、愛称、命名期間、命名権料等を公表します。

(2) 愛称の普及

市は、ネーミングライツ導入後、広報印刷物や市のホームページ等において愛称を積極的に使用します。

10. 問い合わせ先

(1) 本施設及び本募集要項について

〒387-0011

千曲市杭瀬下一丁目 6 6 番地 旧ちくま農協杭瀬下支所 2 階

千曲市教育部文化課 (更埴文化会館)

TEL : 026-273-1880

FAX : 026-273-1885

電子メール : bunka@city.chikuma.lg.jp

(2) 千曲市のネーミングライツ制度について

〒387-8511

千曲市杭瀬下二丁目 1 番地

千曲市総務部財政課行政改革推進係

TEL : 026-273-1111 (内線 4151)

FAX : 026-273-1001

電子メール : gyokaku@city.chikuma.lg.jp

(別記1)

本募集要項3(1)に掲げる応募資格の条件

○ 千曲市ネーミングライツ導入に関する基本指針(抜粋)

第6 応募条件

1 応募資格

法人その他の団体(以下「法人等」という。)であって、以下の条件に該当しない者を対象とします。

- (1) 法令等に違反している者
 - (2) 市税を滞納している者
 - (3) 市から入札参加資格の指名停止を受けている者
 - (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続又は会社更生法(平成14年法律第154号)による更正手続中の者
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、風俗営業と規定される者
 - (6) 代表者等(役員及び経営に事実上参加している者)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団の構成員等である者
 - (7) 上記のほか、ネーミングライツを取得することが適当でないと認められる者
-

(別記2)

本募集要項3(2)のアに掲げる愛称の内容

○ 千曲市公共物等有料広告掲載取扱要綱(抜粋)

(掲載できる広告の基準)

第3条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか掲載する広告として妥当でないと認められるもの